

○南陽市広告事業実施要綱

平成19年12月27日

南陽市告示第139号

(目的)

第1条 この要綱は、市が保有又は管理する資産等（以下「資産等」という。）への有料広告の掲載事業（以下「広告事業」という。）を通じて、新たな財源の確保及び資産等の有効活用を図るとともに、事業者等への広告掲載機会の提供及び市民への情報提供を行うことで、地域経済の発展へ寄与することを目的とする。

(広告媒体)

第2条 広告事業を実施する資産等（以下「広告媒体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 市が発行する印刷物
- (2) 市が所有する構造物及び公用車
- (3) 市が管理するホームページ
- (4) その他広告媒体として活用できる資産で別に定めるもの

(広告掲載の範囲)

第3条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題について主義主張するもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) その他広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は別に定める。

(広告掲載の取消し)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 事情変更等により広告の内容等が前条の基準に抵触したとき。

(4) その他広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告選定委員会の設置)

第5条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、南陽市広告選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員長には副市長、副委員長には総務課長、委員には別表に掲げる者をもって充てる。

3 委員長は、委員会の職務を総理し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日告示第130号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年3月20日告示第19号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第75号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第5条関係）

みらい戦略課長、税務課長、商工観光課長、市民課長、社会教育課長